

令和6年度盛土災害防止対策事業
宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）業務委託
公募要領

1 目的

この要領は、「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）」業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務の名称 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）
業務委託

(2) 業務の目的

令和5年5月26日に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）により、都道府県知事等は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として、宅地造成等規制工事区域や特定盛土等規制区域を指定することとなっている。

また、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「盛土等」）に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、盛土等に伴う崖崩れまたは土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他主務省令で定める事項に関する調査（「既存盛土等の基礎調査」）を実施する必要がある。

本業務は、山形県全域（山形市を除く）において、既存盛土等の基礎調査により、既存盛土等の分布や災害発生の危険性等について調査するものである。

(3) 業務の内容

①計画準備

業務の方針・手順・工程並びに業務遂行に必要な事項を企画・立案した業務計画書を作成し、調査職員に提出する。

②資料収集整理

既存盛土等の基礎調査に必要な各種データ（国土数値情報や過去の地形データ、衛星データ等）や既往文献や報告書等を収集し整理する。

③既存盛土等分布調査

既存盛土等を抽出するため、基礎資料の収集、盛土等の抽出、盛土等の位置の把握を行う。

造成前後の地形データや衛星データ等の基礎資料を収集する。

収集した基礎資料を基に分析し、机上で盛土等を抽出する。

必要に応じて公道等からの現地確認を行い、机上調査で抽出された箇所が盛土等に該当するか確認する。

調査した盛土等の分布を、一覧表や位置図等に整理する。また、GISソフトで表示できるよう SHAPE ファイル形式でもデータ作成を行う。

④応急対策の必要性判断

③で把握した盛土等について、公道等からの現地確認等を行い、応急対策の必要性を判断する。

緊急性を要する箇所が確認された場合は、発注者に報告するものとする。

⑤安全性把握調査の優先度評価

法令許可等の状況や、盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔、盛土等の状況を踏まえ、把握された既存盛土等について、安全性把握調査が必要なもの、経過観察を行うもの、当面の間対応が不要なものに分類し、優先度を評価する。

法令許可等の状況については、法令等による許可・届出の有無や、法令等による許可等の内容と現地状況の整合性、災害防止措置の有無を確認する。また、盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔については、谷埋め盛土、腹付け盛土、平地盛土、切土といった分類ごとに、保全対象との離隔が十分確保されている確認する。さらに、盛土等の状況の確認については、立入りによる現地確認等により、変状や湧水等の有無を確認する。

⑥報告書作成

以上までの検討内容を報告書として取りまとめる。

⑦打合せ

業務着手時、中間時（5回）、納品時の各段階において、検討結果の報告を行い、内容について協議する。

(4) 委託の期間 契約の日から令和7年3月21日まで

(5) 提案上限額 80,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募に関する事項

次の各号に掲げるすべての要件を満たすことを条件とする。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者（建設コンサルタント業務の「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の登録を受けているものに限る。）であること。
- (2) 山形県内に本店又は営業所（名簿に登載された受任者の所在地にある営業所）を有すること。
- (3) 建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」に係る資格を有する技術士又はこれと同等の能力を有する者（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者）2名以上を名簿に登録していること。
- (4) 平成25年度以降公示日までに完了した「地形判読、地形解析、地形変化、地形調査のいずれかに係る業務」の実績があること。
- (5) 山形県から受注して令和4年度に完了した土木関係コンサルタント業務に関する成績評定点について、60点未満のものがないこと。
- (6) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団排除条項の次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合

にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと(更生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)

4 企画提案に対する評価基準等

(1) 評価は、山形県が設置する「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査(既存盛土等調査)業務委託に係る公募型プロポーザル方式による企画提案選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において企画提案書を評価する。その際、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

(2) 評価は以下の評価項目により行う。なお、評価項目毎の配点及び評価の着目点については、別表「企画提案評価基準」を確認すること。

- ①配置予定技術者の経験及び能力
- ②業務の実施方針・実施フロー・工程表
- ③特定テーマ

5 企画提案書等に関する事項

(1) 企画提案参加申込書の提出

当公募への参加を希望する者は、期限まで下記のとおり提出すること。

①提出書類

企画提案参加申込書(様式1)

②提出方法

- ・持参の場合は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)に「6 提出先及び問合せ先」に持参すること。

- ・郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法に限り、提出期限必着とする。

③提出期限 令和6年2月26日(月)午後5時まで

④公募参加資格要件の審査及び通知

企画提案参加申込書を受理した際は、参加資格の審査結果（適合又は不適合）を令和6年3月1日（金）までに文書により通知する。

参加資格について、不適合の通知を受けた者は、当公募へ参加することができない。なお、不適合の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内に、書面により参加資格がないと判断された理由の説明を求めることができる。

（２）企画提案書の提出

前項の審査の結果、適合の通知を受けた者は、以下のとおり企画提案書等の提出書類を期限までに提出することができる。

①提出書類

ア 企画提案書（様式2）

イ 見積書（算出根拠）

ウ 上記ア～イに係る電子媒体（ウイルスチェック済みのCD-ROM、DVD-ROM等）

※文書ファイル形式はMicrosoft_Office形式とし、全てpdf形式に変換したデータも提出すること。

②提出部数 ア～ウ 各1部

③提出方法 上記（1）に同じ

④提出期限 令和6年3月8日（金）午後5時まで

（３）企画提案書の記載内容

以下の項目について記載するものとする。

《共通事項》

①配置予定技術者の経験及び能力（管理技術者、照査技術者、担当技術者）

※管理技術者及び照査技術者については、これまで担当された国、都道府県発注の「数値標高モデル（DEM）を活用した地形判読、地形解析、地形変化、地形調査のいずれかに係る業務実績」又は「地形判読、地形解析、地形変化、地形調査のいずれかに係る業務実績」（いずれも平成25年度以降公示日までに完了した業務の実績）を記載すること。

※管理技術者、照査技術者については、資格を証する書類の写しを提出すること。

②業務の実施方針、実施フロー、工程表

③特定テーマ

- ・既存盛土等分布調査において、できるだけ正確に盛土等の位置や規模等の把握を行う手法
- ・安全性把握調査の優先度評価において、正確かつ効率的に行う手法

《その他》

- ・提案は全て企画提案書（様式2）に記載すること。
- ・A4判片面印刷（多色仕上げ可）、本文で使用する文字のフォントサイズは10ポイント以上（図表、注釈等を除く。）とする。②の業務の実施方針、実施フロー、工程表は、全体で1枚（A4判）以内とし、③の特定テーマは、それぞれ1枚（A4判）以内とする。

6 提出先及び問合せ先

山形県 県土整備部管理課 県土強靱化推進室
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
電話 023-630-2436 FAX 023-625-3866

7 企画提案書等に関する質問

(1) 質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書（様式3）を作成し、原則電子メールにて行うものとし、件名を「【質問】既存盛土等調査業務委託」として下記まで提出すること。

（この場合、質問を提出したことを「6 提出先及び問合せ先」に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。）

(2) 提出先

Mail: ykanri[at]pref.yamagata.jp （送信時に[at]は@に置き換えてください。）

(3) 質問期限

令和6年3月1日（金）午後5時まで

(4) 質問等への回答

質問等への回答は、電子メールにより応募があった全者に対して行うものとする。

8 失格事由

次のいずれかに該当するとき、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が他者の提案の代理をしたとき。
- (5) 選定委員会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関して援助を求めたとき。

9 最優秀提案者の決定方法

- (1) 選定委員会における評価により、選定委員の評価点の合算が最高点の者を、最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。
- (2) 提案者が1者のみの場合も、選定委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (3) プレゼンテーションの日時・場所等については、各参加者に対し別途書面にて通知する。
- (4) 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて公募を行うこととする。

10 契約手続き

- (1) 評価結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。
- (2) 提案書に記載され、評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとし、詳細については県との協議により決定する。この場合、内容や金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、契約手続きは行わない。この場合、次点者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約にあたっては、別途契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託業務に係る契約手続き等は、「6 提出先及び問合せ先」に定める担当にて行う。

11 全体スケジュール

・企画提案募集開始	令和6年 2月15日 (木)
・参加申込書提出期限	令和6年 2月26日 (月)
・参加資格審査結果通知期限	令和6年 3月 1日 (金)
・質問受付期限	令和6年 3月 1日 (金)
・企画提案提出期限	令和6年 3月 8日 (金)
・企画提案プレゼンテーション	令和6年 3月中旬 (別途通知)
・評価結果通知	令和6年 3月下旬 (別途通知)
・見積り合わせ	令和6年 4月上旬
・契約予定日	令和6年 4月上旬

12 その他

- (1) 提出書類の作成・提出に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書については返却しない。
- (3) 企画提案参加申込書又は企画提案書の提出後、当公募への参加を辞退する場合は、書面により速やかに担当へ通知すること。
- (4) 当初契約に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。